

今事務年度の保険分野に関するモニタリングについて

(1) 損害保険会社における自然災害リスク・サイバーリスクの管理

① 自然災害リスク

- 自然災害については、平成30年7月豪雨に関して、本年8月時点での損害保険各社の保険金支払額が約1,341億円となっている。このほか、先般の台風21号や山形県での大雨、北海道の地震でも相当規模の損害が見込まれるなど、今年度は激甚の災害が多数発生し、その被害も大きなものとなっている。
- このような状況の下、火災保険における水災補償や地震保険などの自然災害発生時の損害を補償する保険商品の重要性が高まっている。各損害保険会社においても、保険商品販売時の説明等を通じて、顧客が自らのリスク等を認識し、適切な選択を行えるよう取り組んでいるものと承知。今後もこうした取組みを進め、自然災害に対する備えの充実に寄与願いたい。
- 一方で、損害保険会社においては、このような大規模な自然災害等による多額の保険金支払いが、経営に大きな影響を及ぼしかねない。このため、適切な引受方針・引受規程の策定と遵守、保有契約のリスク量の計測と再保険の活用によるリスクの軽減など、適切なリスク管理を行うことが重要。
- 金融庁としては、オフサイトモニタリングにおける再保険関係のデータ・資料やORSAレポートなどに基づき各社の自然災害リスク管理についてモニタリングを行ってきた。そのモニタリングについては高度化していく必要があると認識。
- このため、昨事務年度は大手社等にヒアリングを行った。今事務年度も自然災害リスクを一定程度引き受けている社へのヒアリングを行う予定。
- 今後、ヒアリングで把握した管理実態に基づき、損害保険各社とリスク管理の高度化に向けた対話を行うなど、金融庁のモニタ

リングの高度化を行っていききたい。

② サイバーリスク

- サイバーリスクについては、ランサムウェアによるサイバー攻撃による被害などが増加している。その攻撃手法も、標的型メールの送信や個別企業の Web サイトへの侵入・改竄、DDos 攻撃によるネットワークのアクセス障害など多様化・巧妙化しており、攻撃主体や攻撃対象等の予測が難しい状況。
- こうした中、サイバー攻撃等についての企業の関心は高まっており、各損害保険会社においても、サイバー保険について、事故の実態等を踏まえた補償やセキュリティ診断等のサービスの充実を行うなど、顧客企業のニーズに応えていくための取組みを進めているところと承知。引き続き、保険商品の提供等を通じて、顧客企業のサイバーリスクへの備えに寄与願いたい。
- 一方で、サイバーリスクについては、火災保険などの伝統的な保険ではサイバーリスクが明示的に免責となっていないという、いわゆるサイレントサイバーの問題があるなど、世界的に再保険を含めた引受市場が十分に確立されておらず、損害保険会社にとって、その対応次第では経営に大きな影響を及ぼしかねない。
- このため、各社においては、市場動向を踏まえた適切な引受を行った上で、保有契約のリスク量の計測と再保険の活用によるリスクの軽減など、適切なリスク管理を行うことが重要。
- 今事務年度においては、サイバーリスクについても、海外市場の動向を把握しつつ、各社の商品内容や販売実態、サイレントサイバーを含む引受の考え方、リスクの評価方法などについて、対話を行っていききたい。

(以上)